



『医療法人設立手続き』

平成19年の第5次医療法改正により医療法人制度が大きく変わったものの、診療所の医療法人化は、「税負担の軽減」や「事業承継のしやすさ」などで大きなメリットを享受する事が出来ます。

ここでは医療法人の設立手続きの流れについてご紹介致します。

設立認可申請はいつでも出来る訳ではなく時期が決まっています。時期は各都道府県によって異なりますが、東京都の場合、平成22年度の仮受付期間は9月初旬と3月初旬の2回でした。千葉県のように年3回受付を行っている場所もありますので、各都道府県のホームページを参考にして下さい。尚、「仮受付」といってもこれが事実上の申請受付になりますので、仮受付期間中に申請できない場合には、次の仮受付まで申請はできません。

医療法人設立の手続きには、各都道府県への認可申請以外にも様々なものがありますが、概ね以下のようなスケジュールで行うことになります。

定款、寄付行為（案）の作成

医療法人の名称、場所、事業年度等の案を決定

設立総会の開催

社員・定款・財産目録等の承認、役員・管理者・理事長等の選任を行い議事録を作成

設立認可申請書の作成

設立認可申請書の提出（仮受付）

各都道府県へ

設立認可申請書の審査

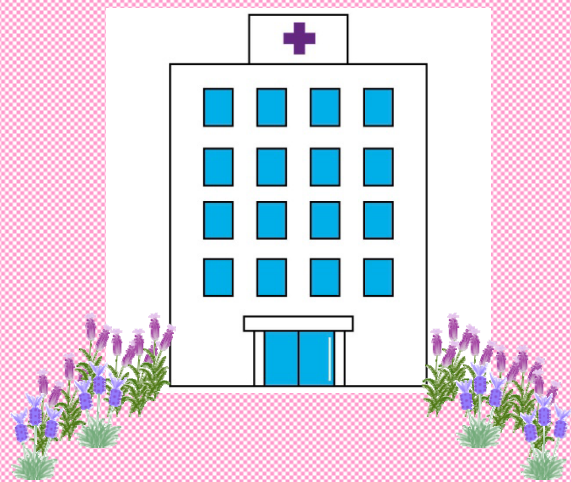
設立認可申請書の本申請

各都道府県へ

医療審議会への諮問

答申

設立認可書交付



設立登記申請書類の作成、申請

法務局へ（設立に必要な手続きが終了した日から2週間以内）

登記完了（法人設立）**登記届**

各都道府県へ

病院（診療所）開設許可申請

所管の保健所へ

病院（診療所）開設許可（許可書受領）**病院（診療所）使用許可申請**

所管の保健所へ（病床を有しない診療所は不要）

病院（診療所）使用許可（許可書受領）**個人開設の病院（診療所）廃止届、病院（診療所）開設届**

所管の保健所へ（廃止・開設後10日以内）

保険医療機関指定申請書他提出

所管の厚生局へ

税務署・都税事務所へ関係書類提出

法人設立届出書や給与支払事務所等の開設届出書、青色申告承認の申請書等



上記以外にも必要に応じて、銀行口座の変更や電気・水道・ガス・電話等の名義変更、抛出（寄附）を受けて法人の資産となったものの名義換えの手続きが必要です。また、医療法人は従業員を、『健康保険・厚生年金保険・労働保険』へ、役員を『健康保険・厚生年金保険』へ加入させる事が義務付けられているため、これらの保険への加入手続きも必要です。

医療法人設立をご検討されている先生がいらっしゃいましたら、

お気軽にご相談ください。

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp